



撮影者 清水喜久男



撮影者 清水喜久男

# 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

## 第4条 (適正な学校規模の条件)

条項号 学校別	学級数 (第4条第1項1号)	通学距離 (第4条第1項2号)	統合特例(第4条第2項) 5学級以下の小学校若しくは 中学校の統合 12学級～18学級の統合
小学校	12学級～18学級 (35人×18=630人)	おおむね4km以内	18学級を24学級とする
中学校	12学級～18学級 (35人×18=630人)	おおむね6km以内	18学級を24学級とする
義務教育学校	18学級～27学級 (35人×27=945人)	おおむね6km以内	27学級を36学級とする (35人×36=1,260人)

### (第4条第3項)

統合後の学級数又は通学距離が第1項1号又は2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項1号又は2号に掲げる条件に適合するものとみなす。